

職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則

令和4年12月23日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第14号

職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給料等の支給に関する規則(昭和27年香川県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>(以下「短時間勤務職員」という。) 7.75に18を乗じたものに、勤務時間等条例第2条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p> <p>(3) 略</p> <p>第9条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可</u>(以下「専従許可」という。)を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>第7節 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額</p> <p>第27条 略</p>	<p>第5条の2 条例第16条の人事委員会規則で定めるものは、7.75に18を乗じたものとする。ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>条例第4条の2第1項に規定する短時間勤務職員</u>(以下「短時間勤務職員」という。) 7.75に18を乗じたものに、勤務時間等条例第2条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p> <p>(3) 略</p> <p>第9条の2 職員が給与期間の途中において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する許可</u>(以下「専従許可」という。)を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>第7節 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額</p> <p>第27条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当</p>

(1) 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第2項若しくは第3項又は職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた条例第4条第3項、第4項若しくは第7項

(2) 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（条例附則第4項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額
の端数計算）

2 職員の育児休業等に関する条例附則第4項第1号の規定により読み替えられた条例附則第4項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

該給料月額とする。

(1) 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第2項若しくは第3項又は職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた条例第4条第3項、第4項、第7項若しくは第12項

(2) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（人事記録に関する規則の一部改正）

第2条 人事記録に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（人事異動通知書の交付等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定にかかわらず、職員について別表7の項、9の項、10の項、18の項から25の項まで、30の項から32の項まで、59の項（<u>定年前再任用</u>の任期の満了及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項若しくは第18条第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「一般職任期付職員条例」という。）第2条第1項</p>	<p>（人事異動通知書の交付等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定にかかわらず、職員について別表7の項、9の項、10の項、18の項から25の項まで、30の項から32の項まで、59の項（<u>再任用</u>の任期の満了及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項若しくは第18条第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「一般職任期付職員条例」という。）第2条第1項若しく</p>

若しくは第2項又は法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了の場合に限る。)又は64の項から67の項までのいずれかに該当する人事異動を行う場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

別表 人事異動用語表 (第6条関係)

人事異動の種類	意味
1 採用	職員以外の者を職員の職に任命することをいう。ただし、 <u>定年前再任用</u> の場合を除く。
略	
3 <u>定年前再任用</u>	<u>職員の定年等に関する条例</u> (昭和59年香川県条例第20号。以下「 <u>定年条例</u> 」という。)第13条の規定により採用する場合をいう。
4 任期更新	育児休業法第6条第3項若しくは第18条第3項、一般職任期付職員条例第3条又は法第26条の6第8項の規定により任期の更新を行う場合をいう。
略	
59 退職	定年条例第2条の規定により職を退く場合又は勤務延長の期限の到来若しくは繰上げ、 <u>定年前再任用</u> の任期の満了、育児休業法第6条第1項若しくは第18条第1項、一般職任期付職員条例第2条第1項若しくは第2項若しくは法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了、雇用期間の満了若しくは死亡により職を退く場合をいう。
60 勤務延長	定年条例第4条第1項の規定により職員を <u>引き続き勤務</u> させる場合をいう。
61 略	
62 <u>勤務延長期</u>	<u>定年条例第4条第4項</u> の規定により勤務延長期限

は第2項又は法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了の場合に限る。)又は62の項から65の項までのいずれかに該当する人事異動を行う場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

別表 人事異動用語表 (第6条関係)

人事異動の種類	意味
1 採用	職員以外の者を職員の職に任命することをいう。ただし、 <u>再任用</u> の場合を除く。
略	
3 <u>再任用</u>	<u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により新たに任命する場合</u> をいう。
4 任期更新	<u>法第28条の4第2項(法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。)</u> の規定により再任用の任期の更新を行う場合又は育児休業法第6条第3項若しくは第18条第3項、一般職任期付職員条例第3条若しくは法第26条の6第8項の規定により任期の更新を行う場合をいう。
略	
59 退職	<u>職員の定年等に関する条例</u> (昭和59年香川県条例第20号。以下「 <u>定年条例</u> 」という。)第2条の規定により職を退く場合又は勤務延長の期限の到来若しくは繰上げ、 <u>再任用</u> の任期の満了、育児休業法第6条第1項若しくは第18条第1項、一般職任期付職員条例第2条第1項若しくは第2項若しくは法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了、雇用期間の満了若しくは死亡により職を退く場合をいう。
60 勤務延長	定年条例第4条第1項の規定により職員を <u>引き続いて勤務</u> させる場合をいう。
61 略	

限繰上げ	を繰り上げる場合をいう。
63 異動期間延長	定年条例第9条の規定により異動期間を延長する場合をいう。
64～67 略	

62～65 略

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の特別調整額に関する規則(昭和28年香川県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給職及び区分)</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「<u>条例</u>という。’)第7条の2の規定により給料の特別調整を行う職及びその職に係る給料の特別調整額の区分は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(支給額)</p> <p>第2条 別表第1に掲げる職を占める職員(条例第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員に係る同表の区分欄に定める区分に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「<u>育児休業法</u>という。’)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号。以下「<u>勤務時間等条例</u>という。’)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間等条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあってはその額に同項又は同条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>附 則</p>	<p>(支給職及び区分)</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第7条の2の規定により給料の特別調整を行う職及びその職に係る給料の特別調整額の区分は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(支給額)</p> <p>第2条 別表第1に掲げる職を占める職員(職員給与に関する条例第4条第12項に規定する再任用職員を除く。)に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員に係る同表の区分欄に定める区分に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「<u>育児休業法</u>という。’)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号。以下「<u>勤務時間等条例</u>という。’)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間等条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあってはその額に同項又は同条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>附 則</p>

3 略

(条例附則第4項の規定の適用を受ける職員の支給額)

4 条例附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

3 略

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第4条 通勤手当に関する規則（昭和33年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通交通機関等に係る通勤手当に係る支給単位期間)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の6第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(条例第10条第3項第1号及び第2号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 前項に定める期間の中途において地方公務員法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすることその他人事委員会の定める事由が生ず</p>	<p>(普通交通機関等に係る通勤手当に係る支給単位期間)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間（条例第10条第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。次条、第9条第1項第1号、第10条第2号、第16条の2第1項第1号、第17条の2第1項及び第18条において同じ。）を定めることができる。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(条例第10条第3項第1号及び第2号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 前項に定める期間の中途において地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすることその他人事委員会の定める事由が生ず</p>

ることが前項に定める期間の初日において明らかである場合には、条例第10条第3項第1号に規定する人事委員会規則で定める期間は、前項の規定にかかわらず、同項に定める期間のうち当該事由が生ずることとなる日の前日までの期間とする。

3・4 略

ることが前項に定める期間の初日において明らかである場合には、条例第10条第3項第1号に規定する人事委員会規則で定める期間は、前項の規定にかかわらず、同項に定める期間のうち当該事由が生ずることとなる日の前日までの期間とする。

3・4 略

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第5条 初任給調整手当に関する規則(昭和36年香川県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
附 則	附 則																
5 略	5 略																
<u>(給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額)</u> 6 給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第1」とあるのは、「別表第3」とする。																	
別表第2 (附則第4項関係) 略	別表第2 (附則第4項関係) 略																
別表第3 (附則第6項関係)																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分 期間の区分</th> <th style="text-align: center;">3項職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年未満</td> <td style="text-align: right;">円 38,500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年以上2年未満</td> <td style="text-align: right;">37,800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年以上3年未満</td> <td style="text-align: right;">37,100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年以上4年未満</td> <td style="text-align: right;">36,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4年以上5年未満</td> <td style="text-align: right;">35,700</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5年以上6年未満</td> <td style="text-align: right;">35,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6年以上7年未満</td> <td style="text-align: right;">31,500</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分 期間の区分	3項職員	1年未満	円 38,500	1年以上2年未満	37,800	2年以上3年未満	37,100	3年以上4年未満	36,400	4年以上5年未満	35,700	5年以上6年未満	35,000	6年以上7年未満	31,500	
職員の区分 期間の区分	3項職員																
1年未満	円 38,500																
1年以上2年未満	37,800																
2年以上3年未満	37,100																
3年以上4年未満	36,400																
4年以上5年未満	35,700																
5年以上6年未満	35,000																
6年以上7年未満	31,500																

7年以上8年未満	28,000
8年以上9年未満	24,500
9年以上10年未満	21,000
10年以上11年未満	17,500
11年以上12年未満	14,000
12年以上13年未満	10,500
13年以上14年未満	7,000
14年以上15年未満	3,500

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第3号に掲げる職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「3項職員」とは、第2条第3項に規定する職を占める職員をいう。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第6条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年香川県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第60条の2第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員その他人事委員会の定める者に限る。)となつた者 ア～ウ 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 給与条例第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p>	<p>第3条 給与条例第14条の5第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員その他人事委員会の定める者に限る。)となつた者 ア～ウ 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 給与条例第4条第12項に規定する再任用職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の</p>

る。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(4) 略

2 略

第15条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1)～(3) 略

2 略

給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(4) 略

2 略

第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1)～(3) 略

2 略

(農林漁業普及指導手当に関する規則の一部改正)

第7条 農林漁業普及指導手当に関する規則(昭和39年香川県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給を受ける職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する前項の規定の適用については、同項中「該当しない日」とあるのは「該当しない日に割り振られた勤務時間」と、「要する日」とあるのは「要する時間」と、「従事した日」とあるのは「従事した時間」と、「勤務しなかった日」とあるのは「勤務しなかった時間」とする。</p>	<p>(支給を受ける職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する前項の規定の適用については、同項中「該当しない日」とあるのは「該当しない日に割り振られた勤務時間」と、「要する日」とあるのは「要する時間」と、「従事した日」とあるのは「従事した時間」と、「勤務しなかった日」とあるのは「勤務しなかった時間」とする。</p>

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第8条 特地勤務手当等に関する規則(昭和45年香川県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 略</p>	<p>第5条 略</p>

2・3 略

4 略

- (1) 第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項並びに附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第4号までにおいて同じ。）並びに附則第7項の規定により支給されることとなる期間及び額
- (2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第7項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (3) 前項第1号に規定する職員 当該職員が復帰した日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第7項の規定により支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の職務に復帰した日又は給料表の適用を受けることとなった日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第7項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

附 則

(経過措置)

3 略

(給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額)

4 給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員であって、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の

2・3 略

4 給与条例第11条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額
- (2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (3) 前項第1号に規定する職員 当該職員が復帰した日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の職務に復帰した日又は給料表の適用を受けることとなった日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

附 則

(経過措置)

3 略

規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

5 給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当の月額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)

6 給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員であって、異動等の日において当該職員以外の職員であったものに対する第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

7 給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員のうち、第4条第4項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第9条 住居手当に関する規則(昭和49年香川県人事委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 給与条例第9条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、<u>単身赴任手当に関する規則(平成2年香川県人事委員会規則第7号)第5条第3項に該当する職員(職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条の規定により採用された職員を除く。)</u>で、同規則第5条第3項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の</p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 給与条例第9条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、<u>単身赴任手当に関する規則(平成2年香川県人事委員会規則第7号)第5条第3項に該当する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)</u>で、同規則第5条第3項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住する</p>

移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定による派遣又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であった住宅（県が設置する公舎及び職員住宅並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

ための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定による派遣又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であった住宅（県が設置する公舎及び職員住宅並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

（高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部改正）

第10条 高速艇に係る通勤手当に関する規則（昭和53年香川県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（支給単位期間）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に定める期間の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の6第1項</u>の規定による退職その他の離職をすることその他人事委員会の定める事由が生ずることが前項に定める期間の初日において明らかである場合には、給与条例附則第2項第1号の支給単位期間は、前項の規定にかかわらず、同項に定める期間のうち当該事由が生ずることとなる日の前日までの期間とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>（支給単位期間）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に定める期間の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項</u>の規定による退職その他の離職をすることその他人事委員会の定める事由が生ずることが前項に定める期間の初日において明らかである場合には、給与条例附則第2項第1号の支給単位期間は、前項の規定にかかわらず、同項に定める期間のうち当該事由が生ずることとなる日の前日までの期間とする。</p> <p>3・4 略</p>

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第11条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表第6 医療職給料表(三)級別職務分類表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">職務</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">職務</td> </tr> <tr> <td>の級</td> <td style="text-align: center;">基準となる職務</td> <td style="text-align: center;">その複雑、困難及び責任の度</td> </tr> </table>	職務	職務		の級	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度	<p>別表第6 医療職給料表(三)級別職務分類表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">職務</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">職務</td> </tr> <tr> <td>の級</td> <td style="text-align: center;">基準となる職務</td> <td style="text-align: center;">その複雑、困難及び責任の度</td> </tr> </table>	職務	職務		の級	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度
職務	職務												
の級	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度											
職務	職務												
の級	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度											

		が同程度の職務
1 級	技師	
2 級		
	相当の技術又は経験を必要とする技師	1 級の職務の欄に掲げる職務で人事委員会の認めるもの
3 級	主任技師	
略		

		が同程度の職務
1 級	技師	
2 級	<u>主任技師（条例第 4 条第12項に規定する再任用職員が占める職（以下「再任用職員が占める職」という。）に限る。）</u>	
	相当の技術又は経験を必要とする技師	1 級の職務の欄に掲げる職務で人事委員会の認めるもの
3 級	<u>主任技師（再任用職員が占める職を除く。）</u>	
略		

（単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第12条 単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>（1） 略</p> <p>ア <u>職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定による採用（当該採用の日の前日から引き続き給料表の適用を受ける場合に限る。）をされたこと。</u></p>	<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>ア <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</u></p>

イ 略 (2)～(8) 略	イ 略 (2)～(8) 略
------------------	------------------

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第13条 管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年香川県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
<u>(給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)</u> 2 <u>給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u>	<u>(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)</u> 2 <u>職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。</u>

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第14条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条例第2条第1項第4号イの人事委員会規則で定める非常勤職員) 第2条 <u>条例第2条第1項第4号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</u>	(条例第2条第1項第3号イの人事委員会規則で定める非常勤職員) 第2条 <u>条例第2条第1項第3号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</u>

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第15条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第9条 略

2 任命権者は、条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)に時間外勤務を命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(年次休暇の日数)

第11条 略

- (1) 斉一型短時間勤務職員(定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 別表第1の左欄に掲げる当該職員の1週間ごとの勤務日の日数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数
- (2) 不斉一型短時間勤務職員(定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 1週間ごとの勤務日の日数が同一である職員にあっては別表第2の左欄に掲げる当該職員の1週間ごとの勤務日の日数、1週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員にあっては同表の中欄に掲げる当該職員が1年間継続勤務した場合の日数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数
- (3) 略
- (4) 当該年の中途において新たに職員となる者(次号から第10号までに掲げる職員を除く。)又は任期が満了することにより退職することとなる者(次号から第10号までに掲げる職員を除く。) その者の当該年における在職期間に応じ、別表第3の日数欄に掲げる日数(定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等)にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会の定める日数とし、以下この条において「基本日数」という。)(当該基本日数が労働基準法第39条第1項又は第2項の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合にあっては、当該日数)

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第9条 略

2 任命権者は、条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(年次休暇の日数)

第11条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項の人事委員会規則で定める日数は、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 斉一型短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 別表第1の左欄に掲げる当該職員の1週間ごとの勤務日の日数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数
- (2) 不斉一型短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 1週間ごとの勤務日の日数が同一である職員にあっては別表第2の左欄に掲げる当該職員の1週間ごとの勤務日の日数、1週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員にあっては同表の中欄に掲げる当該職員が1年間継続勤務した場合の日数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数
- (3) 略
- (4) 当該年の中途において新たに職員となる者(次号から第10号までに掲げる職員を除く。)又は任期が満了することにより退職することとなる者(次号から第10号までに掲げる職員を除く。) その者の当該年における在職期間に応じ、別表第3の日数欄に掲げる日数(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等)にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会の定める日数とし、以下この条において「基本日数」という。)(当該基本日数が労働基準法第39条第1項又は第2項の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合にあっては、当該日数)

(5) 新たに職員となる者であつて、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり新たに職員となった日以後の勤務が同日前の勤務（以下「従前の勤務」という。）と継続するものとされるもの（次号から第10号までに掲げる職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数（定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会の定める日数）

ア・イ 略

(6)～(10) 略

2 前項第6号から第10号までに掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員等である場合における条例第13条第1項の人事委員会規則で定める日数は、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数とする。

3 略

（年次休暇の単位）

第13条 略

2 略

(1) 略

(2) 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 実平均勤務時間数（週間勤務時間を実際の勤務日数で除して得た時間数をいう。第15条第1項第14号において同じ。）

（病気休暇）

第14条 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 平均勤務時間数（週間勤務時間を5で除して得た時間数をいう。次条第4項第2号において同じ。）

(5) 新たに職員となる者であつて、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり新たに職員となった日以後の勤務が同日前の勤務（以下「従前の勤務」という。）と継続するものとされるもの（次号から第10号までに掲げる職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める日数（再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会の定める日数）

ア・イ 略

(6)～(10) 略

2 前項第6号から第10号までに掲げる職員が再任用短時間勤務職員等である場合における条例第13条第1項の人事委員会規則で定める日数は、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数とする。

3 略

（年次休暇の単位）

第13条 略

2 1時間を単位とする年次休暇を使用した場合において、その使用した当該休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 略

(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 実平均勤務時間数（週間勤務時間を実際の勤務日数で除して得た時間数をいう。第15条第1項第14号において同じ。）

（病気休暇）

第14条 略

2 略

3 1時間を単位とする病気休暇を使用した場合において、その使用した当該病気休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 略

(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 平均勤務時間数（週間勤務時間を5で除して得た時間数をいう。次条第4項第2号において同じ。）

(特別休暇)

第15条 略

(1)～(13) 略

(14) 夏季において、盆等の諸行事が行われる場合、心身の健康を維持し、及び増進する場合又は家庭生活を充実させる場合 その都度必要と認める日。ただし、一の年の6月から9月までの期間において5日（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、38時間45分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の実平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。））を限度とする。

(15)～(19) 略

(20) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合 その都度必要と認める日又は時間（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、時間）。ただし、一の妊娠期間において14日（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、108時間30分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数））を限度とする。

(21) 略

2・3 略

4 略

(1) 略

(2) 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 平均勤務時間数

(介護休暇)

第16条 略

(特別休暇)

第15条 条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(13) 略

(14) 夏季において、盆等の諸行事が行われる場合、心身の健康を維持し、及び増進する場合又は家庭生活を充実させる場合 その都度必要と認める日。ただし、一の年の6月から9月までの期間において5日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、38時間45分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の実平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。））を限度とする。

(15)～(19) 略

(20) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合 その都度必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、時間）。ただし、一の妊娠期間において14日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、108時間30分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数））を限度とする。

(21) 略

2・3 略

4 1時間を単位とする第1項第5号の2、第9号から第11号の2まで及び第20号の特別休暇を使用した場合において、その使用した当該特別休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。ただし、第2号に掲げる職員が同号に掲げる時間数以上の時間について同項第5号の2及び第9号から第11号の2までの特別休暇を使用した場合は、1日の特別休暇を使用したものとする。

(1) 略

(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 平均勤務時間数

(介護休暇)

第16条 略

- 2 略
 3 条例第16条第1項の定年前再任用短時間勤務職員に係る人事委員会規則で定める期間は、3月とする。

4～9 略

別表第4（第11条の2関係）

1 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この表において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合	略
2・3 略	
4 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この表において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合	略
5・6 略	
略	

- 2 略
 3 条例第16条第1項の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に係る人事委員会規則で定める期間は、3月とする。

4～9 略

別表第4（第11条の2関係）

1 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この表において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合	略
2・3 略	
4 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この表において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合	略
5・6 略	
略	

（特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第16条 特殊勤務手当に関する規則（平成12年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（支給額の特例） 第10条 略</p>	<p>（支給額の特例） 第10条 条例第25条の人事委員会規則で定める日は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日とする。</p>

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）以外の職員 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日（以下「週休日」という。）及び同条例第10条に規定する休日（同条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日とし、以下「休日等」という。）

(2) 略

2 条例第25条の規定により、同条に規定する手当のうちその額が月額で定められているものを減額して支給する場合には、当該月額による手当の額から、その月において勤務しなかった日（休日等を除く。）に割り振られていた勤務時間数を合計した時間数（1時間未満の端数は、1時間とする。）に時間当たり手当相当額（当該月額による手当の額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。））を乗じて得た額を減額して支給する。この場合において、勤務しなかった日に地方公務員法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間を含む日があるときは、職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）第3条第1項の規定により減額される当該日に係る特殊勤務手当の額に相当する額を加算するものとする。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第4条の2第1項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）以外の職員 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日（以下「週休日」という。）及び同条例第10条に規定する休日（同条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日とし、以下「休日等」という。）

(2) 略

2 条例第25条の規定により、同条に規定する手当のうちその額が月額で定められているものを減額して支給する場合には、当該月額による手当の額から、その月において勤務しなかった日（休日等を除く。）に割り振られていた勤務時間数を合計した時間数（1時間未満の端数は、1時間とする。）に時間当たり手当相当額（当該月額による手当の額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。））を乗じて得た額を減額して支給する。この場合において、勤務しなかった日に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間を含む日があるときは、職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）第3条第1項の規定により減額される当該日に係る特殊勤務手当の額に相当する額を加算するものとする。

(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正)

第17条 職員からの苦情相談に関する規則（平成17年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事委員会に対する苦情相談) 第2条 略</p>	<p>(人事委員会に対する苦情相談) 第2条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うこ</p>

<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定による採用に関する苦情相談</u></p>	<p>とができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談</u></p>
---	--

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第18条 職員の退職管理に関する規則（平成28年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者への再就職の届出を要しない場合)</p> <p>第23条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により職員として採用された場合</u></p>	<p>(任命権者への再就職の届出を要しない場合)</p> <p>第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和4年改正条例 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第2項第2号に規定する職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第2項第3号に規定する職員をいう。

(4) 暫定再任用職員等 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員をいう。

(改正後の人事記録に関する規則の規定の準用)

3 第2条の規定による改正後の人事記録に関する規則第6条及び別表の規定は、暫定再任用職員等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第3項及び別表1の項	定年前再任用	暫定再任用
別表3の項	定年前再任用	暫定再任用
	<u>職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号。</u>	<u>職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年</u>

	以下「定年条例」という。)第13条	香川県条例第33号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第7項、第8項、第12項又は第13項
別表4の項	又は法第26条の6第8項	、法第26条の6第8項又は令和4年改正条例附則第9項(令和4年改正条例附則第14項において準用する場合を含む。)
別表59の項	定年前再任用	暫定再任用

(改正後の給料の特別調整額に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置)

- 4 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員(職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次項において同じ。)とみなして、第3条の規定による改正後の給料の特別調整額に関する規則第2条の規定を適用する。

(改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置)

- 5 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第14条第1項及び第15条第1項の規定を適用する。

(改正後の単身赴任手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置)

- 6 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員等は、職員の給与に関する条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

(1) 令和4年改正条例附則第7項又は第12項の規定による採用(当該採用の日の前日から引き続き給料表の適用を受ける場合に限る。)をされたこと。

(2) 令和4年改正条例附則第8項又は第13項の規定による採用(当該採用の日の前日から引き続き給料表の適用を受ける場合に限る。)をされたこと。

- 7 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、第12条の規定による改正前の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第1号アに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置)

- 8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次項において同じ。)とみなして、第15条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則(次項において「新勤務時間規則」という。)の規定を適用する。

- 9 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間規則第16条第3項の規定を適用する。

(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 10 令和14年3月31日までの間における第17条の規定による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第2条の規定の適用については、同条第2号中「職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条」とあるのは、「職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年香川県条例第33号)附則第7項、第8項、第12項若しくは第13項」とする。

(職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 11 令和14年3月31日までの間における第18条の規定による改正後の職員の退職管理に関する規則(次項において「新退職管理規則」という。)第23条の規定の適用については、同条第2号中「職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条」とあるのは、「職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年香川県条例第33号)附則第7項、第8項、第12項若しくは第13項」とする。

- 12 施行日前に、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対する新退職管理規則第23条の規定の適用については、なお従前の例による。
- （育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用）
- 13 令和4年改正条例附則第26項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。
- （暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）
- 14 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
- （1） 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第27項
- （2） 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第26項（前項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第25項（雑則）
- 15 附則第3項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。